

# 富山県医師会災害医療救護活動 マニュアル

平成27年12月改訂

公益社団法人富山県医師会

## 富山県医師会災害医療救護活動マニュアルの改訂にあたり

東日本大震災から早5年がたとうとしています。現地の復興はまだまだと聞いておりますが当事者ではないわが身を思いますと人の記憶も思いも何と儚いものかと感じております。災害は今日起きてもおかしくはないとわかってはいても毎日の生活の中でそれを自覚しながら生きることはなかなか困難です。

今般、災害マニュアルの改訂版ができました。備えあれば憂いなしといえます。ぜひご一読いただき、身近な手の届くところにおいていただければ幸いです。

平成27年12月

公益社団法人富山県医師会

会長 馬 瀬 大 助

# 目 次

## 【総 論】

- 第1章 基本的事項 ..... 1
  - 1. 富山県医師会の役割と基本方針
  - 2. 郡市医師会の役割と基本方針
  - 3. 富山県医師会会員の対応と役割
- 第2章 県内で大規模災害発生時 ..... 3
  - 1. 富山県医師会の対応  
富山県医師会災害対策本部連絡先及び連絡網  
富山県医師会災害対策本部組織図
- 第3章 県外で大規模災害発生時 ..... 7
  - 1. 富山県医師会の対応

## 【各 論】

- 第4章 富山県医師会医療救護班（JMAT）について ..... 8
  - 1. 主な活動内容
  - 2. JMATの編成と派遣期間
  - 3. 富山県医師会JMATの費用弁償
  - 4. JMAT参加のための手続き
  - 5. JMATの装備、携行品
- 第5章 災害別対応 ..... 11
  - 1. 風水害
  - 2. 大規模事故等
  - 3. 感染症
  - 3. 原子力災害
  - 4. 南海トラフ巨大地震
- 第6章 平時の備え ..... 13
  - 1. 減災への備え
  - 2. 各種訓練への参加

## 【資料編】

○ 郡市医師会の対応（県内発災時・県外発災時）	15
○ 災害時の医療救護に関する協定書・実施細目	17
○ 富山県医師会災害時医療救護計画	32
○ 災害応援に関する協定書（9県1市）・実施細則	35
○ 富山県医師会保有 JMAT資機材・装備品一覧	40
○ JMAT 蘇生セットリスト （富山県医師会、富山市医師会、高岡市医師会所有）	41
○ JMAT 診療セットリスト （富山県医師会、下新川郡・魚津市・滑川市・中新川郡・射水市・氷見市・砺波・ 南砺市・小矢部市医師会所有）	42
○ JMAT用「避難所におけるトリアージカード」について （日本医師会ホームページより）	43
○ 避難所（救護所）での診療記録リスト（個人用）	44
○ JMAT避難所チェックリスト	45
○ JMAT携行医薬品リスト（日本医師会救急災害医療対策委員会 作成）	
リストA（成人基本セット）	46
リストB（精神科セット）	48
リストD（小児科セット）	49
○ 富山県医師会 大規模災害時初動対応マニュアル	50
○ 自院被災状況記入様式	52
○ 各種連絡先一覧	53

# 富山県医師会災害医療救護活動マニュアル

## 第1章 基本的事項

### 1. 目的

このマニュアルは、災害時に富山県地域防災計画に基づき富山県医師会に要請される、医療救護活動の諸指針を定めた富山県と富山県医師会の協定（「災害時の医療救護に関する協定書」）において富山県医師会災害時医療救護計画の基に、富山県医師会の医療救護活動を行うにあたって災害時医療救護活動の万全を期することを目的とする。

参照：資料編「災害時の医療救護に関する協定書」

参照：資料編「富山県医師会災害時医療救護計画」

### 2. 富山県医師会の役割と基本方針

大規模自然災害（大きな揺れを感じる地震など）や大規模な事故等が発生し、甚大な被害、多数の傷病者が発生しているものと判断される場合、富山県医師会は次のような対応と役割を担う。ただし、状況により柔軟な対応を心掛ける。

- 1) 富山県医師会長の判断により、富山県医師会館内に「富山県医師会災害対策本部」を設置し、富山県、日本医師会、郡市医師会、関係機関との連携を密にし、対応の協議や情報収集などを行い、関係機関や郡市医師会並びに会員へ情報を発信する。
- 2) 富山県あるいは日本医師会の要請により、富山県医師会会長が必要と判断した場合、被災現場及び被災地避難所、救護所に富山県医師会医療救護班（JMAT）を派遣する。
- 3) 富山県医師会が県内・外に派遣したJMATが、被災地で十分機能するよう後方支援する。また、富山県医師会が要請するなどして他県より本県に派遣されたJMATなどに対する受入れ態勢を整え、本県被災地で活動できるようコーディネートし、その活動を後方支援する。
- 4) 災害により郡市医師会あるいは会員施設等が被災した場合、富山県医師会はその復興を支援する。

参照：5頁「富山県医師会災害対策本部連絡先及び連絡網」

参照：6頁「富山県医師会災害対策本部」

### 3. 郡市医師会の役割と基本方針

大規模自然災害（大きな揺れを感じる地震など）や大規模な事故等が発生し、甚大な被害、多数の傷病者が発生しているものと判断される場合、郡市医師会は次のような対応と役割を担う。ただし、状況により柔軟な対応を心掛ける。

- 1) 郡市医師会長の判断、あるいは富山県医師会会長や市町村からの要請により「郡市医師会災害対策本部」を設置する。
- 2) 被災地区となった場合、郡市医師会災害対策本部は地域の被害状況、会員の被災状況等について出来るだけ情報を収集し、対応について富山県医師会並びに関係機関と協議する。
- 3) 災害により郡市医師会館あるいは会員施設等が被災した場合、郡市医師会はその

復興を支援する。

- 4) 県内が被災した場合、あるいは近隣県や県外の広範囲な地域が被災した場合、富山県医師会長からの要請、または郡市医師会長の判断でJMATを編成し派遣する。

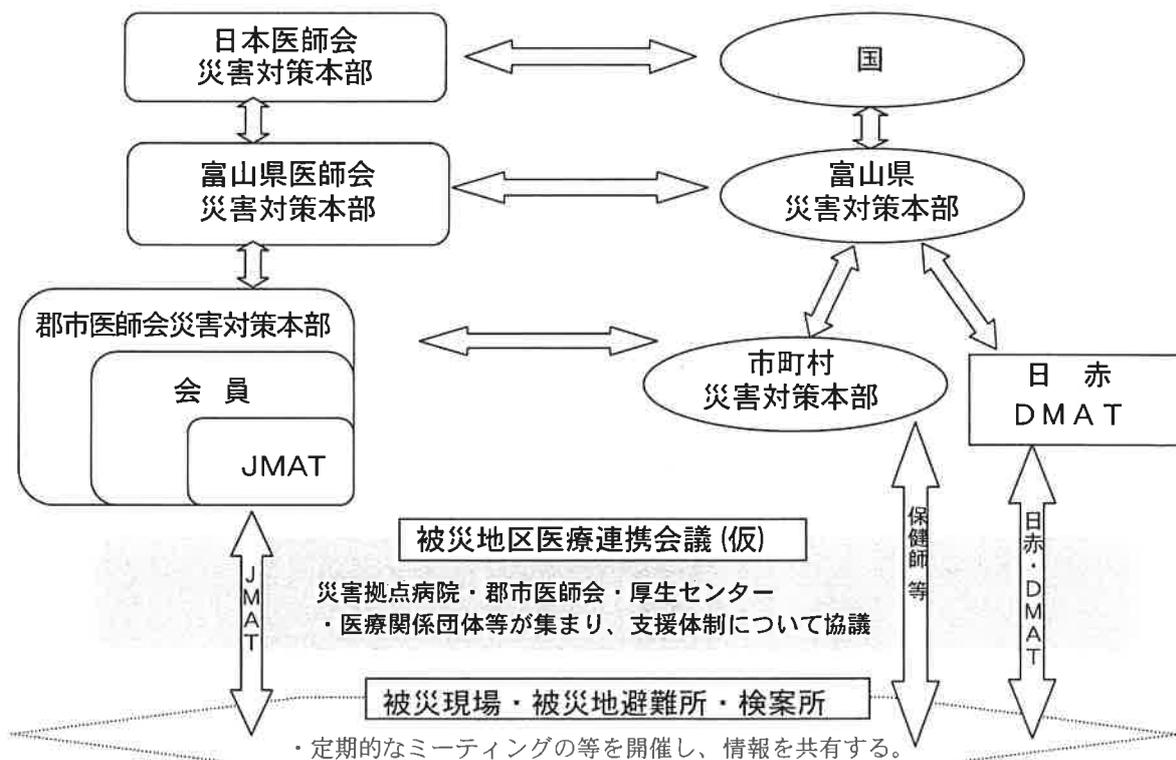
#### 4. 富山県医師会会員の対応と役割

大規模自然災害（大きな揺れを感じる地震など）や大規模な事故等が発生し、甚大な被害、多数の傷病者が発生しているものと思われる場合、会員は次のような対応を出来ることから行う。ただし、状況により柔軟な対応を心掛ける。なお勤務医師は所属施設のマニュアルの対応を優先する。

- 1) 県内で災害が発生した場合、患者・スタッフの安全確認と自院内負傷者の対応を行い、患者・スタッフを安全な場所へ避難するために誘導する。
- 2) 県内で災害が発生した場合、可能な限り郡市医師会や富山県医師会に連絡し、自院の被災状況、患者応需情報、支援の要請などについて情報を発信する。
- 3) 自院が被災した場合、自院の復興を最優先に行う。また、安全を確認した上で可能ならば自院での診療を行う。なお、自院の被災状況、地域の被災状況等から判断し、地域の医療救護活動に参加する場合は、既に活動している医療救護班の指揮のもとで活動する。
- 4) 県外で災害が発生した場合、富山県医師会及び所属郡市医師会の対応、JMATの派遣に関する情報等に注視し、JMATへの参加など可能な範囲で対応する。

参照：資料編「富山県医師会大規模災害時医療機関初動対応マニュアル」

【大規模災害時災害対策本部体制関係図】



## 第2章 県内で大規模災害発生時

### 1. 富山県医師会の対応

#### (1) 役職員の参集

以下の場合、富山県医師会役職員は、安全を確認した上で可能な限り速やかに富山県医師会館3階に参集する。

○県内で大規模自然災害（大きな揺れを感じる地震など）や大規模な事故（航空機や列車事故）等が発生し、地域で甚大な被害、多数の傷病者が発生しているものと判断される場合。

○県内で震度5強以上の地震を観測した場合。

#### (2) 富山県医師会災害対策本部設置と初動体制

富山県の要請あるいは富山県医師会長の判断で富山県医師会災害対策本部を設置し、郡市医師会及び関係機関に設置を報告する。状況により、被災地区郡市医師会に郡市医師会災害対策本部設置を要請する。

また、富山県医師会は必要があれば要員を富山県災害対策本部に派遣し、情報を把握し、関係機関との連携体制等を協議する。

#### (3) 情報の収集と発信

富山県医師会災害対策本部は、あらゆる通信手段（固定電話、携帯電話、PHS、衛星携帯電話、メール、FAX）を用いて、県内の被害状況、郡市医師会、会員の被災状況について情報を収集し、発信する。

また、富山県医師会JMATの活動状況、他県からのJMAT等の受入状況等を派遣カレンダー等を作成し随時情報を発信する。

なお、状況は常に変化するため、情報収集は適宜行い、その情報の発信・管理には十分留意する。

参照：5頁「富山県医師会災害対策本部連絡先及び連絡網」

参照：6頁「富山県医師会災害対策本部」

#### (4) JMATの派遣要請

富山県よりJMATの派遣要請があった場合、富山県医師会災害対策本部において協議し、本部長が派遣を決定する。

収集した情報を基に、被災地の医療ニーズ、派遣先について富山県と協議のうえ、郡市医師会に派遣要請を伝え、迅速な派遣に努める。

なお、富山県からの要請を待たずしてJMATを派遣した場合は、その旨を富山県に報告する。

#### (5) JMATの後方支援と応援要請

郡市医師会JMATが派遣先で十分機能するよう、関係機関と調整を図る。必要があればJMATのための物資、資機材等を提供する。

富山県と協議のうえ他県医師会JMATの応援要請が必要な場合は、応援要請先の県医師会または日本医師会に応援要請を伝える。また、他県医師会または日本医師会

から本県に J M A T を派遣する申し出があった際は、富山県に報告する。

富山県医師会は他県医師会 J M A T の受け入れ態勢を、郡市医師会並びに関係機関と共同で行う。

参照：資料編「富山県医師会保有 J M A T 資機材・装備品一覧」

参照：資料編「J M A T 携行医薬品リスト」

(6) 被災地域への連絡要員の派遣

必要があれば、被災地域の郡市医師会や現地災害対策本部、J M A T が活動している現場、避難所等へ連絡要員を派遣し、現地の状況や活動状況について情報を収集する。

(7) 長期化への対応

被災地域の医療ニーズの変化を踏まえ、継続的な支援の必要性について富山県医師会災害対策本部長並びに被災地郡市医師会災害対策本部長、県、市町村、関係団体等と協議のうえ判断する。

協議の結果、引き続き J M A T による災害支援を継続する場合は、J M A T II への移行も含め派遣計画を立てる。

(8) 死体検案業務

富山県または日本医師会から、死体検案業務への会員の派遣要請があった際は、富山県医師会災害対策本部で協議し富山県医師会災害対策本部長が検案業務のための J M A T の派遣を決定する。その際、富山県警察医会とも連携を密にする。

(9) J M A T 撤退と被災地域の医療の復興支援

被災地域の医療ニーズ、また被災地域の医療体制の復興状況を踏まえ、J M A T の撤退時期について被災地域郡市医師会災害対策本部長、県、市町村、関係団体等と協議のうえ判断する。また撤退時期は速やかに日本医師会に連絡する。

なお、被災地域の医療体制の復興状況を鑑みて、J M A T の撤退時期を判断する。

(10) 富山県医師会館の被災時

災害により、富山県医師会館が被災し災害対策本部が設置不可能な場合、富山市医師会または高岡市医師会が災害対策本部の代行を行う。

# 富山県医師会災害対策本部連絡先及び連絡網

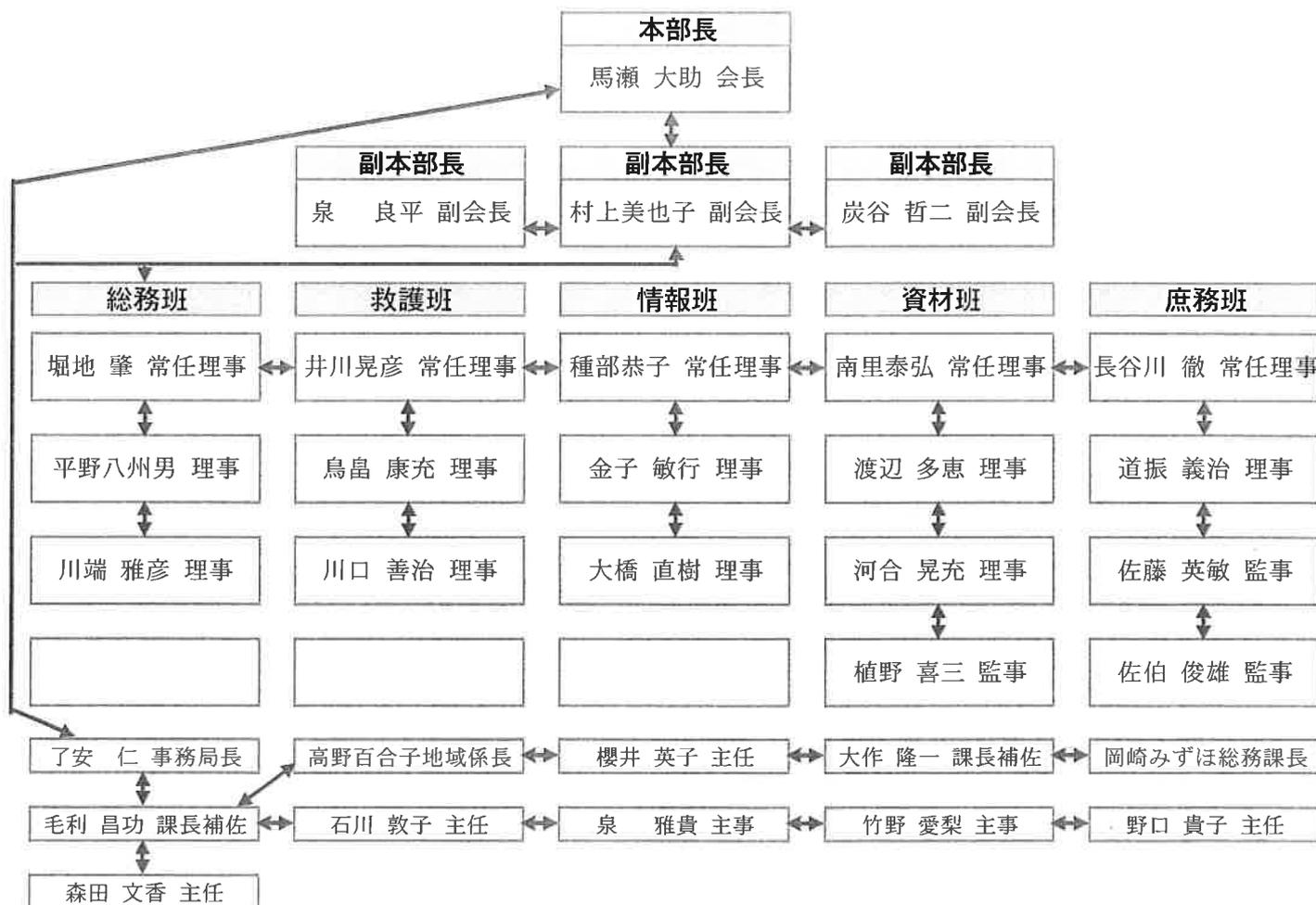
2018年7月～

## 【参考】 役職員参集基準

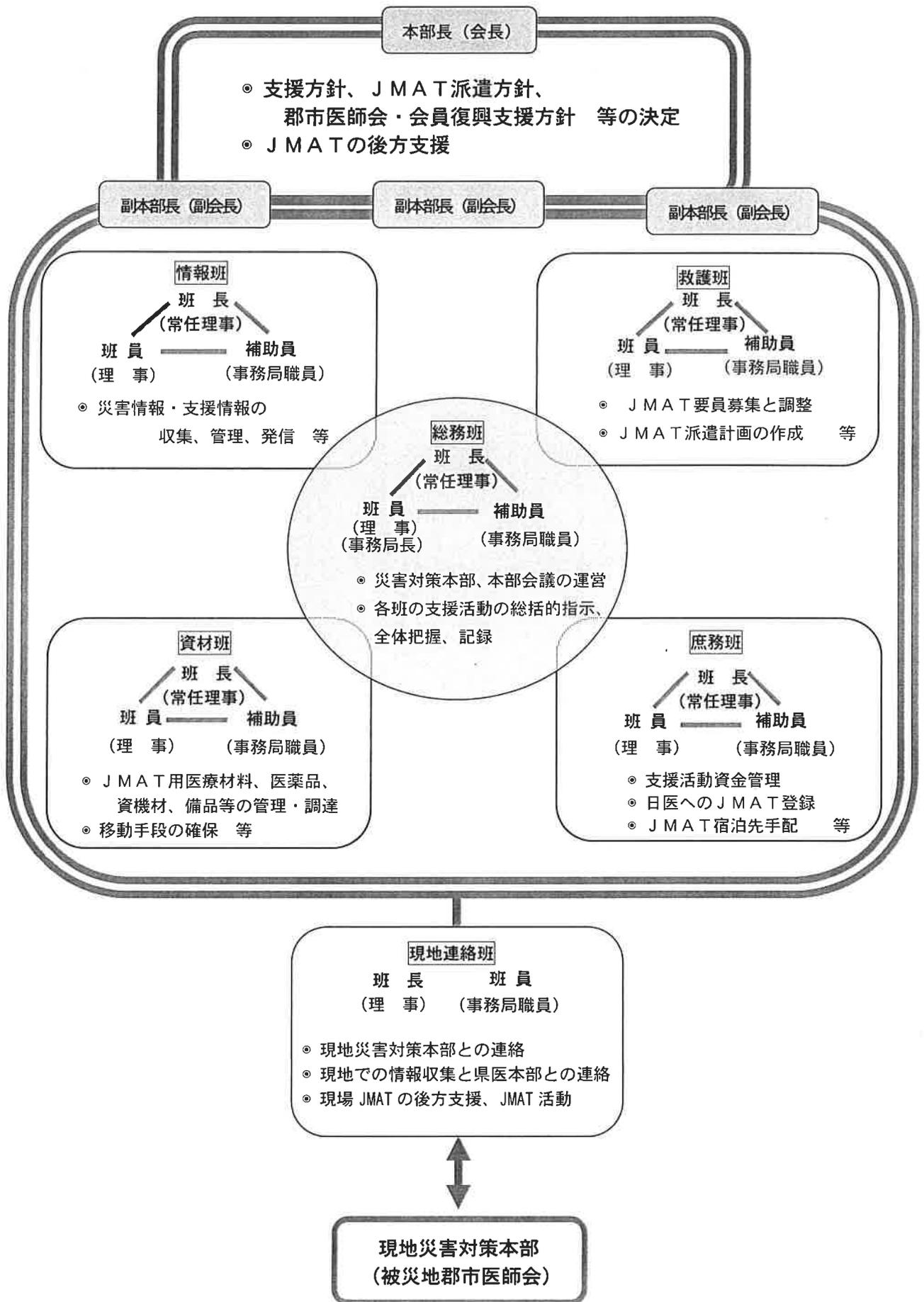
以下の場合、富山県医師会役職員は、安全を確認した上で可能な限り速やかに富山県医師会館3階に参集する。

- 県内**で大規模自然災害（大きな揺れを感じる地震など）や大規模な事故（航空機や列車事故）等が発生し、地域で甚大な被害、多数の傷病者が発生しているものと判断される場合。
- 県内**で**震度5強以上**の地震を観測した場合
- 隣接県で**震度5強以上**の地震の発生、または広範囲に及ぶ地域での大規模災害発生時、事務局長は富山県医師会長に連絡し、必要があれば参集する。

事務局	TEL	076-429-4466
事務局災害時優先	TEL	076-429-4468
事務局	FAX	076-429-6788
事務局代表メールアドレス		ishikai@toyama.med.or.jp
救急災害用専用アドレス		emerge@toyama.med.or.jp 救急災害担当役職員の携帯電話にメールが転送されます。
ホームページURL		http://www.toyama.med.or.jp
事務局長 携帯電話		090-3886-4682
衛星携帯電話		010-8816-234-52762 ※つながらない場合は先頭に「001」をつける



# 富山県医師会災害対策本部組織図



## 第3章 県外で大規模災害発生時

### 1. 富山県医師会の対応

#### (1) 役職員の参集

隣接県で震度5強以上の地震の発生、または広範囲に及ぶ地域での大規模災害発生時、担当職員は富山県医師会長に連絡し、必要があれば参集する。

#### (2) 富山県医師会災害対策本部設置と初動体制

富山県の要請あるいは富山県医師会長の判断で富山県医師会災害対策本部を設置し、郡市医師会及び関係機関に設置を報告する。状況により、全郡市医師会に郡市医師会災害対策本部設置を要請する。

また、富山県医師会は必要があれば要員を富山県災害対策本部に派遣し、情報を把握し、関係機関との連携体制等を協議する。

#### (3) 情報の収集と発信

富山県医師会災害対策本部は、あらゆる通信手段（固定電話、携帯電話、PHS、衛星携帯電話、メール、FAX）を用いて、富山県や日本医師会などに被害状況等について情報を収集し、発信する。

なお、状況は常に変化するため、情報収集は適宜行い、その情報の発信・管理には十分留意する。

参照：5頁「富山県医師会災害対策本部各種連絡先及び連絡網」

参照：6頁「富山県医師会災害対策本部」

#### (4) JMATの派遣要請

富山県または日本医師会よりJMATの派遣要請があった場合、富山県医師会災害対策本部において協議し、本部長が派遣決定する。

富山県医師会JMATの派遣を決定した場合、全郡市医師会や関係機関にJMAT要員募集の通達をする。

#### (5) JMATの後方支援と継続的派遣体制

富山県医師会災害対策本部はJMAT要員、物資、資機材等の拠点となり、派遣に必要なあらゆる準備を整える。また、JMATが派遣先で十分機能するよう、関係機関と調整を図る。

また、現地で活動するJMATとは連絡を密にし、活動状況等は郡市医師会にも報告する。

なおJMATは自己完結型が原則であり、被災地へ自己完結型JMATを継続的に派遣できる体制を整備する。

#### (6) 患者の受け入れについて

災害応援に関する協定書（中部9県1市）に基づき、被災地域からの患者や要支援者（透析患者等）等を富山県として受け入れる可能性があり、本会に要請があれば関係機関と協議のうえ受け入れ体制について協力する。

参照：資料編「災害応援に関する協定書」

## 第4章 富山県医師会医療救護班(JMAT)について

### 1. 主な活動内容

富山県医師会JMATは、DMATや日本赤十字社等、他の医療救護班との役割分担と連携をとりながら、発災直後から地域医療の復興期までの間、次のような活動を行うこととする。

- (1) 救護所または災害現場において災害コーディネーターの指揮下での医療救護活動やトリアージ（災害コーディネーターが不在の場合は、JMAT医師が指揮をとる）
- (2) 派遣先での救護所の設置
- (3) 救護所内の公衆衛生対策（感染症、伝染病対策の医療的支援）
- (4) 傷病者の後方搬送支援
- (5) 被災地域の救護所の巡回診療
- (6) 被災地域の在宅患者への医療等
- (7) 情報収集と本部等への情報提供（医療ニーズ、被害状況等）
- (8) 再建後の被災地の医療機関への引き継ぎ
- (9) その他必要と判断される業務（検案、検死など）

### 2. JMATの編成と派遣期間

- (1) JMATの編成は、1チームあたり医師1～2名、看護師2～3名、薬剤師1名、事務1～2名を基本とする。
- (2) 県外での活動の場合、3泊4日程度での自己完結型の活動を基本とし、現地での引き継ぎが受けられるよう後続チームは現地入りし、切れ目ない活動を行うことが望ましい。

### 3. 富山県医師会JMATの費用弁償

本会と富山県とが締結している「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、富山県の派遣要請を受け富山県医師会災害対策本部長が派遣決定した富山県医師会JMATは、費用弁償がなされる。

ただし、派遣要請を受ける前に出勤せざるを得ない状況（自らの付近で発生した場合など）、あるいは富山県医師会館が被災し連絡が取れないなど、やむを得ない状況で派遣した場合は、派遣後、速やかに富山県医師会災害対策本部に連絡をする。

### 4. JMAT参加のための手続き

富山県医師会では、JMATに参加できる医師を事前登録しておくような形態はとっていない。発災後、JMAT派遣が決定した時点で、初めて富山県医師会災害対策本部長より各郡市医師会を通じJMATに参加できる医師、薬剤師、看護師、事務などの参加を募る。その後、富山県への手続きと日本医師会へのJMAT登録を富山県医師会災

害対策本部が行う。

なお、災害が県内でかつ自らの付近で発生した場合など派遣要請を受ける前に出勤せざるを得ない場合、あるいは富山県医師会館が被災し連絡が取れないなど、やむを得ない場合は派遣後、出勤した旨を速やかに富山県医師会に連絡する。

富山県医師会 J M A T への参加手続きの手順は以下のとおり。

- (1) 富山県医師会災害対策本部長が J M A T 派遣を決定し、その旨を全郡市医師会災害対策本部に連絡。
- (2) 各郡市医師会災害対策本部は、J M A T 参加について会員や所属医療機関に周知し、申出のあった者について富山県医師会災害対策本部に報告する。なお J M A T 参加者について、会員・会員外を問わない。
- (3) 富山県医師会災害対策本部は日本医師会災害対策本部に宛て、『日本医師会災害医療チーム (JMAT) 申込書』を日本医師会地域医療第 1 課に送り、富山県医師会 J M A T の派遣について申込む。
- (4) 富山県医師会 J M A T の派遣終了後、富山県へ全ての富山県医師会 J M A T 参加者について報告する。

## 5. J M A T の装備、携行品

J M A T の活動は自己完結型を基本としているため、活動に必要な物資、食料品、宿泊場所などを被災地に持参及び用意する必要がある。富山県医師会は、J M A T の活動を後方支援する拠点にもなるため、次のような物資を保管している。

### ○富山県医師会保管物資

- ・エアートент 4m×4m×2.5m (富山県医師会災害対策本部や J M A T 活動拠点用として)
- ・衛星携帯電話 1 台 (J M A T 用または現地災害対策本部用として)
- ・発電機 2 台 (富山県医師会災害対策本部の補助電源、または J M A T 用として)
- ・J M A T 用ベスト (医師・看護師・薬剤師・事務のワッペン付き)
- ・J M A T 用腕章 (医師・看護師・薬剤師・事務)
- ・J M A T 用キャップ、安全靴、ステンレス内蔵インソール
- ・診療セット、蘇生セット
- ・J M A T 用超音波診断装置 (1 台)、解析付心電計 (1 台)、放射線カウンター (2 台)
- ・A E D 2 台
- ・トリアージカードまたは J M A T トリアージカード (日本医師会作成)
- ・「避難所での診療記録リスト」、「J M A T 避難所チェックリスト」
- ・事務用品、毛布、寝袋、簡易トイレ、ガソリン携行缶 2 つ
- ・食料品 (水 2 96 本、クラッカー、ドライライス約 200 食、おかゆ 100 食)
- ・その他 (緊急時通行証明書、現金、身分証明書なども必要となる)

参照：資料編「富山県医師会保有 J M A T 資機材・装備品一覧」

参照：資料編「J M A T 携行医薬品リスト」

○郡市医師会保有品

- ・ J M A T用ベスト、J M A T用腕章、安全靴、ステンレス内蔵インソール
- ・ 診療セット（富山市医師会、高岡市医師会以外の郡市医師会）
- ・ 蘇生セット（富山市医師会、高岡市医師会）
- ・ 放射線カウンター（富山市医師会、高岡市医師会）

## 第5章 災害別対応

富山県医師会は、指定地方公共機関（災害対策基本法、国民保護法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき）の指定を受けており、地震災害に限らず次のような事象が発生した場合も、富山県医師会は会長の判断のもと、富山県医師会災害対策本部又は富山県医師会対策本部を設置し対応する。

その際、富山県から協力要請並びに富山県医師会 J M A T の派遣要請などがあれば、富山県医師会対策本部において協議し、会長の判断のもと、迅速に必要な対応を実施する。

### 1. 風水害

近年の異常気象により、富山県内で高波、高潮、豪雨、台風、河川の氾濫、大規模土砂災害などの発生が危惧される。これらの被害により、被災地域の多くの住民が避難し、避難生活が長期間継続する場合も予想される。富山県医師会 J M A T が富山県からの要請により県内被災地避難所等へ派遣することも想定される。

### 2. 大規模事故等

列車事故、飛行機事故、化学工場等の大規模事故、テロ行為などが発生した場合、富山県医師会は事故等の状況に応じ関係機関から情報を収集し郡市医師会または会員へ情報提供する。富山県医師会としての対応については関係機関と協議し、富山県医師会長が判断する。

### 3. 感染症

鳥インフルエンザ（H7N9）や中東呼吸器症候群（MERS）のような指定感染症、またエボラ出血熱のような1類や2類感染症等の感染者が国内で確認されれば、富山県医師会は状況に応じ関係機関と協議のうえ、会員及び医療機関へ情報提供等を行う。

また、これらの感染者が県内で確認されれば、感染症法に基づく自治体の対応に協力する。

4類や5類感染症、新型インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザを除く）等が県内でまん延した場合は、地域医療体制並びに一次救急医療体制の継続が重要であるため、状況に応じ必要な情報を速やかに会員並びに医療機関へ情報提供する。また医療機関からの情報を集約し、県民への広報依頼等なども含め富山県に必要な対応を求めるなど、地域医療体制継続のために迅速に対応する。

### 4. 原子力災害

原子力災害は、大規模地震等やまた地震による津波によるもの、あるいは飛行機事故やテロ行為により起こる場合などが想定される。

本県の県境は石川県志賀原子力発電所から最短で 20 km に位置し、発電所から概ね半径 30 km を圏内とする緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に、氷見市の一部が含まれている。

志賀原子力発電所で原子力災害が発生した場合、富山県医師会は状況により会長の判断のもと災害対策本部を設置し、富山県から要請があれば関係機関と連携し、被ばく医療体制及び安定ヨウ素剤予防服用体制などへの協力、また避難所における医療活動などを実施する。

## 5. 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震が発生した場合を想定して、日本医師会は「南海トラフ大震災を想定した衛星利用実証実験（防災訓練）[H26. 12. 10/H25. 11. 20 実施]」を実施している。訓練の中で、日本医師会から富山県医師会に対し、富山県医師会 J M A T をいずれも和歌山県へ派遣要請する想定だったことから、富山県医師会 J M A T は和歌山県への派遣要請を受ける可能性があり、このことを念頭に派遣計画等を考えておく必要がある。

さらに、東海・東南海地域には浜岡原子力発電所や化学工場等が多数立地していることもあり、広範囲で複合災害になる可能性がある。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、富山県医師会は J M A T を継続的に東海・東南海地域（和歌山県の可能性が大きい）へ派遣しながら、傷病者や避難住民を富山県内に受け入れるための診療体制の調整等も必要になる可能性がある。

## 第6章 平時の備え

### 1. 減災への備え

災害が発生しても、被害が出来るだけ少なくすむための平時からの備えと各種点検が大変重要である。

- ・ 診療情報のバックアップ
  - ・ 非常用電源の確保
  - ・ 各種防火設備の点検、防火扉や防火シャッター等の開閉の妨げになるものが置かれていないか
  - ・ 診療所や待合室等の物の落下防止の措置、家具や事務用器具の固定、非常灯の点検
  - ・ 水、非常用食料品の備蓄
- などが上げられる。

### 2. 各種訓練への参加

さまざまな災害や大規模事故、テロ等も含めて富山県からの協力要請や富山県医師会 J M A T の派遣要請が想定されていることから、富山県医師会並びに郡市医師会の役職員と会員は関係機関と協力して各種訓練に積極的に参加し、災害対策本部機能や連絡体制、現場での J M A T 医療救護活動等について、訓練することが大変重要となる。

また、訓練のための関係機関との打合せを重ねることにより顔の見える関係が築かれ、災害時、関係機関との迅速な連携体制につながることもなる。

## 【資料編】

- 郡市医師会の対応（県内発災時・県外発災時）
- 災害時の医療救護に関する協定書・実施細目
- 富山県医師会災害時医療救護計画
- 災害応援に関する協定書（9県1市）・実施細則
- 富山県医師会保有 JMAT資機材・装備品一覧
- JMAT 蘇生セットリスト  
（富山県医師会、富山市医師会、高岡市医師会所有）
- JMAT 診療セットリスト  
（富山県医師会、下新川郡・魚津市・滑川市・中新川郡・射水市・氷見市・砺波・南砺市・小矢部市医師会所有）
- JMAT用「避難所におけるトリアージカード」について  
（日本医師会ホームページより）
- 避難所（救護所）での診療記録リスト（個人用）
- JMAT避難所チェックリスト
- JMAT携行医薬品リスト（日本医師会救急災害医療対策委員会 作成）
  - リストA（成人基本セット）
  - リストB（精神科セット）
  - リストD（小児科セット）
- 富山県医師会 大規模災害時初動対応マニュアル
- 自院被災状況記入様式
- 各種連絡先一覧

<参考資料>

郡市医師会のマニュアルを基に対応して下さい。マニュアルのない郡市医師会は、この内容を参考に  
して対応して下さい。

## 県内で大規模災害発生時

### 郡市医師会の対応

#### (1) 役職員の参集

郡市医師会役職員は、あらかじめ定められた参集基準や規定に沿って決められた場所に参集する。なお、参集基準がない場合は、以下の場合参集する。

○県内で大規模自然災害(大きな揺れを感じる地震など)や大規模な事故等が発生し、地域で甚大な被害、多数の傷病者が発生しているものと思われる場合。

○県内で震度5強以上の地震を観測した場合。

#### (2) 郡市医師会災害対策本部設置と初動体制

市町村からの要請あるいは郡市医師会長の判断で郡市医師会災害対策本部を設置した場合、富山県医師会及び関係機関に設置を報告する。

また、郡市医師会は必要があれば要員を市町村災害対策本部に派遣し、情報を把握し、関係機関と連携して対応を協議する。

富山県医師会からのJMAT派遣要請に備え、準備を進める(人員確保、物品、移動手段等)。

#### (3) 情報の収集と発信

郡市医師会災害対策本部は、あらゆる通信手段(固定電話、携帯電話、PHS、衛星携帯電話、メール、FAX)を用いて、地域の被害状況、会員の被災状況等について情報を収集し、発信する。また状況は常に変化するため、情報収集は適宜行い、その情報の管理には十分留意しながら情報を発信する。

#### (4) JMATの派遣

富山県医師会よりJMATの派遣要請があった場合、速やかにJMATを編成し派遣する。

なお、富山県医師会からの要請を待たずしてJMATを派遣した場合は、その旨を富山県医師会に報告する。

#### (5) JMATの後方支援と応援要請

郡市医師会JMATが派遣先で十分機能するよう、郡市医師会災害対策本部はJMATと情報を密にし、富山県医師会並びに関係機関にJMATについて情報を報告する。その際、現場のJMATからの要望、JMATの応援要請等があれば、速やかに富山県医師会に連絡する。

被災地域の郡市医師会は、関係機関等と医療救護活動の長期化の対応を協議のうえ、必要があれば郡市医師会会長が現地災害対策本部の統制や現場の救護班のコーディネートを担う。

#### (6) 被災地域への連絡要員の派遣

郡市医師会災害対策本部は必要があれば、現地の災害対策本部、JMATが活動している現場、避難所等へ連絡要員を派遣し、情報を収集する。

<参考資料>

郡市医師会のマニュアルを基に対応して下さい。マニュアルのない郡市医師会は、この内容を参考に  
して対応して下さい。

## 県外で大規模災害発生時

### 郡市医師会の対応

#### (1) 郡市医師会災害対策本部設置と初動体制

富山県医師会災害対策本部の要請により、郡市医師会災害対策本部を設置する。

また、富山県医師会災害対策本部からのJMAT派遣要請あるいはJMAT要員の  
募集に備え、準備を進める（人員確保、物品、移動手段等）。

#### (2) JMATの派遣

富山県医師会災害対策本部よりJMAT要員の募集があれば、郡市医師会災害対策  
本部は会員にその旨を通知する。

#### (3) JMATの継続的派遣体制

JMATは自己完結型が原則であり、またJMATの継続的な派遣に備え、郡市医  
師会災害対策本部は、JMAT要員、物資、資機材等の準備を整え、富山県医師会災  
害対策本部からの要請があれば、迅速に対応できるよう体制を整備しておく。

## 災害時の医療救護に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と公益社団法人富山県医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び富山県地域防災計画（以下「防災計画」という。）並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び富山県国民保護計画（以下「保護計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

### （災害医療対策チームへの参加）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲が災害対策本部内に編成する災害医療対策チームへの参加を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員を参加させるものとする。

### （医療救護班の派遣）

第4条 甲は、医療救護を実施する上で必要があると認めるときは、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、第2条に規定する医療救護計画に基づき、直ちに医療救護班を編成し、これを派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

(他の都道府県に対する医療救護班の派遣要請)

第5条 甲は、災害の規模等により、県内の医療従事者のみでの医療救護が困難と認めるときは、他の都道府県に対して医療救護班の派遣を要請することができる。この場合において、甲は、乙に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(医療救護班に対する指揮)

第6条 医療救護班に対する指揮及び医療救護に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(医療救護班の業務)

第7条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する医療救護所を拠点として医療救護の業務に従事するものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の傷病の程度の判定（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 傷病者の医療機関への搬送の要否の判断及びその順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び検案
- (5) その他必要な措置

(医療救護班の輸送)

第8条 甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置を講ずるものとする。

(医薬品等の供給)

第9条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第10条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際は、これに協力するものとする。

(医療費)

第11条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する訓練に参加するものと

する。

(費用弁償)

第13条 甲の要請に基づき、乙が医療救護班を派遣した場合(第4条第3項の承認を受けた場合を含む。)における次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用したときの経費
- (3) 医療救護班員が医療救護の業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの扶助費
- (4) 収容医療機関等の施設・設備の損傷に係る経費
- (5) 前各号のほか、この協定の履行に要した経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(市町村及び郡市医師会との調整)

第14条 甲は、基本法、救助法、防災計画及び市町村地域防災計画並びに国民保護法、保護計画及び市町村の国民保護に関する計画に基づき、市町村が行う医療救護について、この協定に準じ、郡市医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、郡市医師会に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(他の都道府県への医療救護班の派遣)

第15条 第2条、第4条及び第13条(第1項第4号を除く。)の規定は、基本法第74条及び第74条の2、救助法第31条並びに国民保護法第12条及び第86条の規定に基づく他の都道府県への医療救護班の派遣(次項において「他の都道府県への派遣」という。)について適用する。

2 第6条から第9条までの規定は、他の都道府県への派遣において準用する。この場合において、第6条及び第9条中「甲」とあるのは「他の都道府県」と、第7条第1項中「甲又は市町村」とあるのは「他の都道府県又は他の都道府県の市町村」と、第8条中「甲」とあるのは「甲又は他の都道府県」と読み替えるものとする。

(細目)

第16条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。  
ただし、期間満了の日の 1 月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に 1 年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

附 則

この協定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この協定は、平成 25 年 6 月 12 日から施行する。

## 医療救護実施細目

富山県（以下「甲」という。）と公益社団法人富山県医師会（以下「乙」という。）は、平成12年4月1日付けをもって締結した「災害時の医療救護に関する協定書」（以下「協定」という。）第16条の規定に基づき、実施細目を次のように定める。

### （医療救護計画）

第1条 協定第2条の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 郡市医師会と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

2 医療救護班の編成は、1班当たり原則として医師1名、看護師2名、連絡員1名で構成するものとする。

### （派遣要請）

第2条 協定第4条第1項の規定による医療救護班の派遣要請は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとする。

- (1) 派遣する地域
- (2) 派遣を要する班数
- (3) 派遣期間
- (4) その他必要な事項

2 協定第4条第3項に規定する緊急やむを得ない事情とは、通信途絶等のため甲の指示を待って出動すると医療救護の時機を失する場合等をいうものとし、甲の承認は、原則として市町村からの派遣要請等があった場合とする。

### （医療救護の報告）

第3条 乙は、協定第4条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護終了後速やかに、各医療救護班ごとの「医療救護報告書」（第1号様式）、「医療救護班

員名簿」(第2号様式)及び「医薬品等使用報告書」(第3号様式)を取りまとめ、甲に報告するものとする。

(事故報告)

第4条 乙は、協定第4条の規定により医療救護班を派遣した場合に、医療救護班員が医療救護の業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、「事故報告書」(第4号様式)により速やかに甲に報告するものとする。

(医療救護所設置の特例)

第5条 協定第7条第1項に規定する災害現場等とは、災害現場のほか、医療救護が可能な被災地周辺の医療機関とする。

(物件損傷報告)

第6条 乙は、協定第10条に規定する収容医療機関及び協定第7条第1項に規定する医療救護所を設置した医療機関の施設・設備が医療救護の実施により損傷を受けたときは、「物件損傷報告書」(第5号様式)により速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償の額)

第7条 協定第13条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第13条第1項第2号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定第13条第1項第3号に規定する扶助費の額は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)中扶助金に係る規定の例により算定するものとする。

4 協定第13条第1項第4号に規定する費用弁償の額は、施設・設備の修繕等に係る実費とする。

(費用弁償の請求)

第8条 協定第13条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償等請求書」(第6号様式)により甲に請求するものとする。

2 協定第13条第1項第3号に規定する扶助費については、支払いを受けようとする者が、「扶助費支給申請書」(第7号様式)により甲に請求するものとする。

(支払い)

第9条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは速やかに支払うものとする。

(医事紛争の処理)

第10条 乙は、医療救護の実施により傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ、紛争解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(他の都道府県への医療救護班の派遣)

第11条 第1条及び第7条から前条までの規定は、協定第15条の規定による派遣について適用する。

2 第2条から第4条までの規定は、協定第15条の規定による派遣について準用する。この場合において、第2条第1項中「第4条第1項」とあるのは「第15条」と、第2条第2項中「市町村」とあるのは「他の都道府県又は国」と、第3条及び第4条中「第4条」とあるのは「第15条」と読み替えるものとする。

附 則

この協定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成25年6月12日から施行する。

別表（第7条関係）

区 分	日 当	時間外勤務手当	旅 費
富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）別表第2（この表において「別表第2」という。）に規定する者	別表第2に定める額	別表第2に定める額	別表第2に定める額
別表第2に規定のない者	別表第2に定める看護師の日当の6/10に相当する額（100円未満切り捨て）	別表第2に定める看護師の日当の6/10に相当する額（100円未満切り捨て）を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額	別表第2に定める額

## 医療救護報告書

班 名	災 害 発 生 場 所	医 療 救 護 活 動 場 所	活 動 状 況	備 考
			月 日 時 分 ~ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分 ~ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分 ~ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分 ~ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	





## 事 故 報 告 書

氏 名		性 別	男 ・ 女	年 齡	歳
住 所					
職 種	勤務先			所属医療救護班名	
傷病名			程 度	重 症 ・ 中等症 ・ 軽 傷	
外来・入院（月 日）	診療（入院） 医療機関名				
受傷（発病）日時	年 月 日		午前・午後	時	分
受傷（発病）場所					
受傷（死亡）原因					
死 亡 日 時	年 月 日		午前・午後	時	分
死 亡 場 所					
受傷（発病） ・ 死亡時の状況					

## 物件損傷報告書

医療機関名 及び所在地	物件名	損傷の 種類	損傷の 程度	数量	単価	金額	備考
計							

- 注 1 医療機関ごとに記入のこと  
 2 物件名欄は、建造物、医療器械、器具及び自動車等を記入のこと  
 3 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと  
 4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等と具体的に記入のこと  
 5 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと

## 費用弁償等請求書

平成 年 月 日

富山県知事 殿

住 所

氏 名

印

災害時の医療救護に関する協定書第13条第1項の規定に基づき、次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動  
に対する費用弁償額

(費用弁償額請求書明細書 別紙のとおり)

## 扶 助 費 支 給 申 請 書

平成 年 月 日

富山県知事 殿

住 所  
氏 名

(印)

災害時の医療救護に関する協定書第13条第1項第3号の規定による扶助費を支給されたく、関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病 又は死亡 した者 の状況	氏 名		性 別	男・女	出生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤務先		所属医療救護班名	
	傷病名			受傷（発病）年月日	年 月 日	
	死亡原因			死 亡 年 月 日	年 月 日	
障害級別		療養開始年月日	年 月 日	治癒年月日	年 月 日	
休業日数	年 月 日から 年 月 日まで 日間		休業期間中における 業務上の収入の有無		有 ・ 無	
扶助金支給基礎額			災害に際し応急措置の業務に従事又は協力した者等に対する損害賠償に関する条例第3条第2項第( )号該当			
扶助金支給申請額						
備 考						

# 富山県医師会災害時医療救護計画

## (目 的)

第1条 この計画は、本県及び県外において大規模災害等による傷病者や避難者の集団発生に際し、災害医療救護活動を迅速且つ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

## (災害対策本部の設置)

第2条 富山県知事及び日本医師会長から医療救護班（JMAT）の派遣要請があった場合、または県医師会長が設置を必要と認めたときは、富山県医師会災害対策本部（以下「県医対策本部」という。）を設置する。

2 県医師会長は、県医対策本部を富山県医師会館内に設置するとともに、直ちに富山県知事並びに日本医師会長にその旨報告するものとする。

## (組 織)

第3条 県医対策本部に本部長、副本部長、総務班、情報班、救護班、資材班、庶務班、現地連絡班および現地救護対策本部を置く。ただし、被災地が県外の場合、現地連絡班及び現地災害対策本部については、本部長が状況により設置を判断する。

(1) 本部長に富山県医師会長を充てる。

(2) 副本部長に富山県医師会副会長を充てる。

(3) 各班には班長、班員、補助員を以て構成し、班長に富山県医師会常任理事を充て、班員に同理事および同事務局長を充てる。補助員には同職員を充てる。

(4) 現地連絡班には富山県医師会理事、班員に事務局職員を充て、うち1名を班長とする。

(5) 現地救護対策本部は、現地の郡市医師会の救護対策本部がこれにあたる。

## (任 務)

第4条 県医対策本部の任務は次のとおりとする。

(1) 本部長は、県医対策本部を総括し、災害対策本部会議を開催し支援方針を決定する。決定後、その指揮、命令を行う。

(2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 総務班

- ① 県医災害対策本部及び本部会議を運営する。
- ② 支援方針に基づき、各班への支援活動の総括的指示を行う。
- ③ 支援活動全体を把握し、その活動の記録をとる。

(4) 情報班

- ① 支援活動に必要な情報を絶えず収集し、情報を整理し正確を期す。
- ② 現地対策本部および現地連絡班との連絡を密にし、災害事故の実情、医療ニーズ、救護活動の実態を把握する。
- ③ 支援活動に必要な情報は情報班が集約し、関係機関、郡市医師会、会員へ情報発信する。

(5) 救護班

- ① J M A T の派遣が決定次第、郡市医師会へ J M A T 要員を募集する。
- ② 他県からの J M A T 及び医療救護班の派遣の申出を一括して受け付ける。
- ③ 速やかに J M A T の派遣計画を立案し、現地の救護活動に対応し且つ支援し得るよう万全を期す。
- ④ 県医対策本部で受け付けた全ての J M A T 及び医療救護班の派遣計画について広報する。

(6) 資材班

- ① J M A T の活動に必要な資機材、救護薬品、衛生材料、用具等必要な物品の確保、補給に円滑を期す。
- ② J M A T の移動に使用する車両を手配し、必要ならば、緊急通行車両の手続きを行う。

(7) 庶務班

- ① 派遣が決定した J M A T について日本医師会災害対策本部に順次登録手続きを行う。
- ② 支援活動に要する資金を管理する。
- ③ 他県へ派遣する J M A T 及び本県医対策本部で受け付けた他県 J M A T や医療救護班の宿泊先を手配する。

(8) 現地連絡班

- ① 現地の救護本部との連絡を密にし、災害現場および避難所の実情、医療ニーズと救護活動の実態を把握して速やかに県医対策本部に連絡し、県医対策本部からの伝達事項を現地救護本部に伝えなければならない。

- ② 現場で活動する J M A T 及び医療救護班の活動を後方支援し、また、必要に応じて現地の救護活動に協力する。

(9) 現地災害対策本部

- ① 現地災害対策本部は、原則、被災地郡市医師会がその任務を担う。
- ② 他の郡市医師会から派遣された J M A T は現地救護対策本部の指揮下に入り救護活動を行う。
- ③ 現地連絡班及び県医対策本部との連絡を密にする。

(防災訓練等の実施)

第 5 条 県医師会および郡市医師会は、県および市町村における防災訓練等に参加するとともに、自主的に防災訓練等を行なうものとする。

(細 則)

第 6 条 この計画の施行に関し必要な事項は別に定める。

- 2 この計画の施行に関し、救護薬品、衛生材料、用具等救護に必要な物品の確保、補給等についての事項は別に定める。

## (1) 災害応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、及び名古屋市（以下「県市」という。）において、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、かつ、被災県市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災県市が他の県市に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援県市)

第2条 大規模な災害が発生した場合においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市に対する救援対策本部を設置することができる。

2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。

3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりである。

(1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん

イ 被災者の救出、医療、防疫、私設の応急復旧等に必要な資機材及び物質の提供及びあっせん

ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん

エ 救護及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

(2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の協同啓開等被災県市の境界付近における必要な措置

(3) 被災者の一時収容のための施設の提供

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

2 各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(激甚災害における自主的活動)

第5条 激甚災害の際に通信途絶等により被災県市から前条の要請がない場合、他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に応援活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集または他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

4 前3項の活動派、協定県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災県市が、被災県市への往復の途中において生じたものについては、応援県市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県市及び応援県市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため、中部9県1市広域災害応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定の定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成7年11月14日から施行する。

2 昭和52年3月31日締結の協定は、平成7年11月13日限りで廃止する。

平成7年11月14日

富山県知事	中 沖	豊
石川県知事	谷 本	正 憲
福井県知事	栗 田	幸 雄
長野県知事	吉 村	午 良
岐阜県知事	梶 尾	拓
静岡県知事	石 川	嘉 延
愛知県知事	鈴 木	礼 治
三重県知事	北 川	正 恭
滋賀県知事	稲 葉	稔
名古屋市長	西 尾	武 喜

## (2) 災害応援に関する協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「災害応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援縣市)

第2条 協定第2条第2項の規定に基づく主たる応援縣市は、被災縣市の被災地に最も交通至便な隣接縣市とする。

ただし、広範囲な災害の場合は、別表1の区分による隣接縣市の間で速やかに協議した上、決定するものとする。

2 協定第2条第3項の規定に基づく主たる応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災縣市の情報収拾と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 要請内容の協定縣市への適切な仕分け(コーディネート)
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 被災縣市及び災害応急活動実施機関との連絡調整
- (6) 被災者の受入施設(病院・福祉施設・仮設住宅等)の確保及び調整
- (7) 国及び他の広域圏との調整
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

3 前項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

(応援の内容)

第3条 協定第3条第1項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医薬品の内容に変更があったときは、速やかに、協定縣市に連絡するものとする。

2 協定第3条第2項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と災害時における物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする縣市は、無線又は電話等(以下「無線等」という。)により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の搬入、人員の派遣
  - ア 物資、資機材の搬入  
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
  - イ 人員の派遣  
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(応援実施の手続)

第5条 要請を受けた縣市は、要請事項の確認後、速やかに、別表1の被災縣市と連絡調整し、要請事項及び搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災縣市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

2 要請を受けた縣市と協定第2条第2項に規定する主たる応援縣市とが異なる場合は、

主たる応接県市が前項の手続きを行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

第6条 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

第7条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(激甚災害における自主的活動)

第8条 協定第5条規定の激甚災害とは、震度6以上の地震による災害をいう。

2 協定第5条第1項規定の自主的な情報収集活動の内容は次のとおりとする。

- (1) ヘリコプター等による被災状況の収集
- (2) 職員派遣による情報収集
- (3) その他効果的な情報収集

3 前項により知り得た情報は、被災県市及び他の県市に速やかに伝達するものとする。

4 協定第5条第4項の規定に基づく応援手続きは、細則第4条から第7条の規定を準用し、事後処理を行うものとする。

(経費の負担)

第9条 協定第5条第1項及び第3項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。

2 応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第10条 協定第7条の規定に基づく共通の情報は次のとおりとし、変更の都度、協定県市に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表(別表2)
- (2) 備蓄物資、業者提供物資一覧表
- (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能か所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

2 隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。

- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報
- (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院入所可能数
- (3) 避難所の位置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

(連絡協議会の設置)

第11条 協定第9条の規定に基づく中部9県1市広域災害応援連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

2 協議会の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 協定の運用に関わる事項
- (2) その他必要な事項

3 協議会の座長は、協議会開催県市の防災担当主管課室長が当たるものとし、協定第1条の県市の順に開催するものとする。

- 4 協議会は、毎年及び必要に応じて開催するものとし、座長が招集する。
- 5 事務局は、座長の所属する県市におくものとし、毎年度、細則第 10 条に定める情報交換資料を作成し、配付するものとする。
- 6 協議会の運営に関し必要な経費は、次のとおりとする。
  - (1) 負担金は県市均等額で別に定めるものとし、事務局の請求に基づき納入するものとする。
  - (2) 決算は、翌年度の座長を担当する県市の主管課室長の監査を受け、協議会に報告するものとする。
  - (3) 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 7 その他、協議会の運営に必要な事項は座長が主管課室長会議に諮って定めるものとする。

附則

この実施細則は、平成 7 年 11 月 14 日から施行する。

平成 7 年 11 月 14 日

富山県総務部長  
石川県総務部長  
福井県県民生活部長  
長野県生活環境部長  
岐阜県総務部長  
静岡県総務部長  
愛知県総務部長  
三重県環境安全部長  
滋賀県生活環境部長  
名古屋市消防長

県医師会保有 JMAT資機材・装備品一覧

エアータント	品名	数量	保管場所
	エアータント本体 縦4M×横4M×高さ2.5M	1セット	地下
	表示布 (災害対策本部×2、富山県医師会JMAT×2)	4枚	
	内幕	1セット	
	防虫ネット	2セット	
	電動送風機	1セット	
	防雨型照明器具 (40ワット×2本、S字型フック4本、10m延長コード、収納袋)	1セット	
	エアマット(1m×2m)	6セット	

医療救護班ベスト	品名	数量	保管場所
	ベスト	30枚	地下
	ベスト用 ワッペン 背・上 (医師)	20枚	
	〃 (薬剤師)	10枚	
	〃 (看護師)	10枚	
	〃 (事務)	10枚	
	ベスト用 ワッペン 背・下 (医師)	20枚	
	〃 (薬剤師)	10枚	
	〃 (看護師)	10枚	
	〃 (事務)	10枚	
	ベスト用 ワッペン 胸・左 (医師)	20枚	
	〃 (薬剤師)	10枚	
	〃 (看護師)	10枚	
〃 (事務)	10枚		

医療機器等	品名	数量	保管場所
	超音波診断装置	1台	理事会室
	解析付心電計	1台	
放射線カウンター	1台		

安全靴	品名	数量	保管場所	
	安全靴	27.0	2足	地下
	〃	26.5	2足	
	〃	26.0	2足	
	〃	25.5	1足	
	〃	24.5	1足	
	〃	24.0	2足	

10足

インソール 安全靴用	品名	数量	保管場所
	LL	6枚	地下
	L	1枚	
M	3枚		

10枚

帽子	品名	数量	保管場所
	JMAT用帽子	15個	地下

本部防災服	品名	数量	保管場所	
	上着	LL	3着	地下
	上着	L	10着	
	上着	M	2着	
	ズボン	LL	3着	
	ズボン	L	10着	
	ズボン	M	2着	

15組

その他	品名	数量	保管場所
	発電機	2台	厨房
	ガソリン携行缶	2つ	厨房
衛星携帯電話	1台	理事会室	

# 富山県医師会JMAT 蘇生セットリスト

セット名	メーカー	品名	規格	数量	単位	備考
蘇生セット	松吉医科器械	シリコンレサシテーター	ABRW-00	1	セット	
蘇生セット	松吉医科器械	シリコンマスク	BC-2020-SM-AL (成人用 大)	1	個	
蘇生セット	松吉医科器械	シリコンマスク	BC-2020-SM-AM (成人用 中)	1	個	
蘇生セット	松吉医科器械	シリコンマスク	BC-2020-SM-AS (成人用 小)	1	個	
蘇生セット	中村医科	MMIエアウェイ バーマン氏	40mm	1	個	滅菌済
蘇生セット	中村医科	MMIエアウェイ バーマン氏	50mm	1	個	滅菌済
蘇生セット	中村医科	MMIエアウェイ バーマン氏	60mm	1	個	滅菌済
蘇生セット	中村医科	MMIエアウェイ バーマン氏	70mm	1	個	滅菌済
蘇生セット	中村医科	MMIエアウェイ バーマン氏	80mm	1	個	滅菌済
蘇生セット	中村医科	MMIエアウェイ バーマン氏	90mm	1	個	滅菌済
蘇生セット	中村医科	MMIエアウェイ バーマン氏	100mm	1	個	滅菌済
蘇生セット	松吉医科器械	足踏み式吸引器QQ	KFS-400	1	個	
蘇生セット	住友ベークライト	コネクター付きチューブ	I. D. 5mm, O. D. 8. 5mm, Lg 180cm, M-MS	5	本	
蘇生セット	松吉医科器械	ファイバー式喉頭鏡セット (マッキントッシュ)	プレート NO. 3, NO. 2, NO. 1各1本	1	セット	滅菌済
蘇生セット	スミス イカル ジャパン	ソフトシールカフ付気管内チューブ・クリアPVC	100/199/060 I. D. 6mm	1	本	
蘇生セット	スミス イカル ジャパン	ソフトシールカフ付気管内チューブ・クリアPVC	100/199/070 I. D. 7mm	1	本	
蘇生セット	スミス イカル ジャパン	カフなし気管内チューブ・シリコナイズドPVC	100/111/025 I. D. 2. 5mm	1	本	
蘇生セット	スミス イカル ジャパン	カフなし気管内チューブ・シリコナイズドPVC	100/111/035 I. D. 3. 5mm	1	本	
蘇生セット	スミス イカル ジャパン	カフなし気管内チューブ・シリコナイズドPVC	100/111/045 I. D. 4. 5mm	1	本	
蘇生セット	松吉医科器械	スタイレット 大	φ3x320/450mm	1	本	滅菌済
蘇生セット	松吉医科器械	スタイレット 小	φ2x194/305mm	1	本	滅菌済
蘇生セット	松吉医科器械	バイドブロック	大 φ18x74mm	1	個	滅菌済
蘇生セット	松吉医科器械	バイドブロック	小 φ12x53mm	1	個	滅菌済
蘇生セット	トップ	トラヘルパー	No. 10	2	セット	
蘇生セット	トップ	トラヘルパー	No. 8	2	セット	
蘇生セット	インターメドジャパン	酸素カニューラ	ワテック、ノンフラー、スタールメンチューブ付1820	3	個	
蘇生セット	松吉医科器械	マイスコ眼科ピンセット	MY-9226A 無鉤 110mm	1	本	滅菌済
蘇生セット	EM・シー・ヘルシア	テイラーピンセット	Lg 17cm, 無鉤, 鼻用NA-202	1	本	滅菌済
蘇生セット	EM・シー・ヘルシア	外科剪刀	Lg 14. 5cm, 両鈍, 曲NB-353	2	本	滅菌済
蘇生セット	EM・シー・ヘルシア	外科剪刀	Lg 14. 5cm, 片尖, 直NB-352	2	本	滅菌済
蘇生セット	EM・シー・ヘルシア	コヘル止血鉗子	Lg 14. 5cm, 直ND-061	2	本	滅菌済
蘇生セット	EM・シー・ヘルシア	ペアン止血鉗子	Lg 14. 5cm, 直ND-041	2	本	滅菌済
蘇生セット	EM・シー・ヘルシア	モスキート止血鉗子	Lg 12. 5cm, 直, 有鉤ND-086	2	本	滅菌済
蘇生セット	松吉医科器械	両頭鋭匙	1-2 160mm	2	本	滅菌済
蘇生セット	松吉医科器械	両頭鋭匙	00-0 160mm	2	本	滅菌済
蘇生セット	松吉医科器械	外科ゾンデ (消息子棒状)	1. 8x1. 25x180mm	2	本	滅菌済
蘇生セット	松吉医科器械	鉗子立 (手なし)	φ75x103/114mm	1	個	
蘇生セット	松吉医科器械	駆血帯 (井の内氏)	新型Bセット	2	個	
蘇生セット	ホギメディカル	蘇生外科キット (滅菌済み)		1	セット	
蘇生セット	MAMMUT	カーゴン (救急収納バッグ)	60L・1150g2510-02080	1	個	

# 富山県医師会JMAT 診療セットリスト

セット名	メーカー	品名	規格	数量	単位	備考	
診療セット	スリーエム	リットマンステソスコープ (クラシックⅡSE)	グレー (2203) 0-2246-02	2	本		
診療セット	松吉医科器械	打診器 大貫式	MY-2061	1	本		
診療セット	松吉医科器械	けんおんくん	腋下/口中実測式, 病院用MC-141W-HP	5	本		
診療セット	松吉医科器械	アネロイド型血圧計	25-S113	2	個		
診療セット	村中医療器	ユニバーサル診断セット		1	セット		
診療セット	松吉医科器械	額帯鏡 9cm		1	個		
診療セット	松吉医科器械	柏原氏喉頭鏡 (柄付喉頭鏡)	NO. 2 18mm	1	本		滅菌済
診療セット	松吉医科器械	柏原氏喉頭鏡 (柄付喉頭鏡)	NO. 4 22mm	1	本		滅菌済
診療セット	松吉医科器械	鼻鏡 (和辻式) 大	9 x 25 x 120mm	1	本		滅菌済
診療セット	松吉医科器械	鼻鏡 (和辻式) 中	7 x 22 x 120mm	1	本		滅菌済
診療セット	松吉医科器械	ペンライト 瞳孔ゲージ付		1	本		
診療セット	松吉医科器械	洗眼器	150ml	1	個		
診療セット	カイインダストリー	スカルペル	No. 11511-A	1	箱	20本入り	
診療セット	カイインダストリー	スカルペル	No. 11511-A	1	箱	20本入り	
診療セット	ジョンソン	針付縫合糸 吸収糸 3-0	針19mm, 3-0, 45cm バイクリル	1	箱	36本入り	
診療セット	ケイセイ	ブレードシルク針付縫合糸 (黒)	針30mm, 1-0, 50cmCS-3010B	1	箱	12本入り	
診療セット	ケイセイ	ブレードシルク針付縫合糸 (黒)	針26mm, 3-0, 50cmCS-2630B	1	箱	12本入り	
診療セット	松田医科	針付縫合糸 ナイロン 1-0	針25mm, 1-0, 75cm3/8逆角針	1	箱	10本入り	
診療セット	松田医科	針付縫合糸 ナイロン 3-0	針25mm, 3-0, 75cm3/8逆角針	1	箱	10本入り	
診療セット	東レ	手術用手袋 6.5		5	双		
診療セット	東レ	手術用手袋 7.0		5	双		
診療セット	東レ	手術用手袋 7.5		5	双		
診療セット	イワツキ	滅菌 i b アルファーゼ 30	30x30cm, 4折, 10枚入002-20926	1	箱	20P/箱	
診療セット	リブドゥ	四角巾	紙製 90x90 DA-0909	10	枚		
診療セット	ホギメディカル	膿盆 ディスポタイプ	KT-10	20	枚		
診療セット	EM・シー・ヘルスケア	滅菌舌圧子	18x150mm, 個包装MW05001	20	枚		
診療セット	川本産業	綿棒	023-412310-00	50	本		
診療セット	オオサキ	三角巾	大, 105x105x150cm00031	10	枚		
診療セット	オオサキ	滅菌QCパール綿球J	径20mm, 20個入 (EB20-20) 34237	5	個	20球入り	
診療セット	EM・シー・ヘルスケア	ショットプラス 2 in 1	4x8cm, 2折, 個包装MW03001	1	箱	100パック	
診療セット	ワカミヤ商会	紙コップ		20	個		
診療セット	村中医療器	サインペン		2	本		
診療セット	ユートク	紙絆創膏	9mm x 10m	10	巻		
診療セット	ユートク	布絆創膏	50mm x 5m	1	巻		
診療セット	ユートク	救急絆創膏		1	箱	200枚入り	
診療セット	貝印	T型ゴールドステンレス (簡便剃刀)	05-080 (TGS-5H)	5	本		
診療セット	アルケア	ハイスパン	4号, 9cmx9m11643	1	箱	10巻入	
診療セット	ジェイ・エム・エス	JMSビニールグローブT	L, N° ヴァーリ- (819189600) JG-VTPFLX	1	箱	100枚入	
診療セット	ジェイ・エム・エス	JMSビニールグローブT	M, N° ヴァーリ- (819179600) JG-VTPFMX	1	箱	100枚入	
診療セット	松吉医科器械	皮膚用鉛筆	レッド	1	本		
診療セット	松吉医科器械	皮膚用鉛筆	ブルー	1	本		
診療セット	松吉医科器械	眼帯	カーゼ付 MY-250	2	枚		
診療セット	MAMMUT	カーゴン (救急収納バッグ)	60L・1150g2510-02080	1	個		

# JMATにおける 「避難所などにおけるトリアージカード」について

避難所などでの回診、見回りで、医師が主観的ではあるがその時点での判断をカードにして患者に渡しておく。カードを患者に渡しておくことで、今後の治療に結びつけるとともに、引き継ぎにも利用する。患者側も、カードを頻繁に周囲に示すことでより早く治療に結びつけられるようにする。記入欄は、記入できる部分について、簡単明瞭に記入したうえで、記入医師がサインする。

JMAT トリアージカード (要治療)			
名前			受診歴
理由			
自由記入			
診療日	月	日	避難場所

赤カード…すぐに治療にかけられなければならない患者

もちろんすぐに連れ出し治療できればbest  
糖尿病、高血圧、虚血性心疾患、喘息治療  
中で中断しているもの、特に”round the clock”の薬は要注意 [特にインスリン治療、狭  
心症薬 (抗凝固療法、冠拡張薬) ぜんそく薬、  
疼痛緩和薬など] また、免疫抑制剤、副腎ス  
テロイド内服治療者

JMAT トリアージカード (要注意)			
名前			受診歴
理由			
自由記入			
診療日	月	日	避難場所

黄カード…すぐにはではないが数日のうちには投薬などの治療が必要

高脂血症、妊産婦、乳児など

JMAT トリアージカード (要観察)			
名前			受診歴
理由			
自由記入			
診療日	月	日	避難場所

白カード…すぐに治療をしなければならないわけではないが、医療的な問題点ありで、もう一回フォローが必要なもの

PTSDなど精神的な問題を抱えている避難者

(日本医師会ホームページより)

# 避難所(救護所)での診療記録リスト(個人用)

富山県医師会

No. \_\_\_\_\_

責任者氏名: \_\_\_\_\_

**初診 ・ 再診**

日にち・時間	月            日            :	(24時間標記で)
場 所 (自宅・避難所)		
電話番号	(                            )            -	
(フリガナ)		性別
氏 名		男    ・    女
生年月日・年齢	明治・大正・昭和・平成            年            月            日            歳	
病 歴		
主 訴	体 温            度            分	歩 行            可    ・    否
		不 眠            有    ・    無
処 置 ・ 処 方		
タッグ分類	赤            ・            黄            ・            白	

## JMAT 避難所チェックリスト

記入者氏名:

所属

医師会

記載日時	月 日 午前・午後 時 分
避難所名	
避難所住所	
収容人数	名
男女比	
災害弱者 (高齢者・子供、妊婦、透析、 治療の必要性の有無)	
医療ニーズ (薬の充足を含む)	
被ばくの可能性	
水・食料	
トイレ・衛生	
要介護者	
避難所における トリアージカード	赤カード
	黄カード
	白カード
その他	

JMAT携行医薬品リスト リストA (成人基本セット) Ver. 1.0

※ 今後、薬価等を掲載する予定

名称	数量	種別	分類	メモ
ロキソニン	200	錠	鎮痛	3錠×3日×20名=200錠
カロナール200mg	200	錠	鎮痛	3錠×3日×20名=200錠
ボルタレンSP 2.5mg	60	個	鎮痛	1錠頓服×1日3回×20名=60個
モーラス パップ30mg	6枚入り 80	袋	鎮痛	1袋7枚
モーラス テープ20mg	7枚入り 80	袋	鎮痛	(セルタッチ、ロキソニンテープ)
アトラックス-P注射液 (25mg/ml)			じんましん様	
セレスタミン配合錠			じんましん様	
PA錠	200	錠	総合感冒薬	3錠×3日×20名=200錠
葛根湯 (ツムラ)	200	2.5g包	総合感冒薬	3包×3日×20名=200包
SPトローチ	120	錠	総合感冒薬	1シート (6錠) ×20名=120シート
オーグメンチン配合錠250RS	200	錠	一般感染症	3錠×3日×20名=200錠
セフゾン (100mg)	200	錠	一般感染症	3錠×3日×20名=200錠
クラビット500mg	60	錠	一般感染症	1錠×3日×20名=60錠
ジスロマック	60	錠	一般感染症	2錠×3日×10名=60錠
ガスター-D10mg	200	錠	消化器	3錠×3日×20名=200錠
プリンペラン	50	錠	消化器	3錠×3日×5名=50錠
タケブロンOD15mg	30	錠	消化器	1錠×3日×10名=30錠
ブスコパン10mg	50	錠	消化器	3錠×3日×5名=50錠
ポステリザン F坐薬	20	個	消化器	1錠×2日×20名=20錠
強力ポステリザン軟膏	20	2g/個		
カマガ (マグミット330mg)	200	錠	消化器	3錠×3日×20名=200錠
ロベミン	40	CAP	消化器	1錠×2日×20名=20錠
センノサイド (プルゼニド)	40	錠	消化器	1錠×2日×20名=20錠
ムコスタ	200	錠	消化器	3錠×3日×20名=200錠
ピオフィェルミンR (錠) (ガスコン)	200	錠	消化器	3錠×3日×20名=200錠
バイアスピリン	60	錠	循環器 抗血栓・抗凝固	1錠×3日×20名=60錠
ワーファリン1mg	60	錠	循環器 抗血栓・抗凝固	2錠×3日×10名=60錠
プラザキサ75mg	60	錠	循環器 抗血栓・抗凝固	2錠×3日×10名=30錠
パナルジン	60	錠	循環器 抗血栓・抗凝固	3錠×3日×5名=60錠
アマリール1mg	60	錠	糖尿病	2錠×3日×10名=60錠
ベイスン錠0.2	60	錠	糖尿病	2錠×3日×10名=60錠
ホクナリンテープ2mg	20	枚	気管支喘息	
テオドール200mg	60	錠	気管支喘息	2錠×3日×10名=60錠
メプチンエア	6	本	気管支喘息	
アドエア250ディスクス28吸入用	20	本	気管支喘息	
ムコダイン250mg	100	錠	呼吸器症状	3錠×3日×10名=100錠
トランサミン250mg	100	錠	呼吸器症状	3錠×3日×10名=100錠
メジコン	120	錠	呼吸器症状	2錠×3日×20名=120錠
リン酸コデイン散1%	100	G	呼吸器症状	1g分包×20名×5回=100g
アレロックOD5	120	錠	抗アレルギー	2錠×3日×20名=120錠

JMAT携行医薬品リスト リストA (成人基本セット) Ver. 1.0

※ 今後、薬価等を掲載する予定

名称	数量	種別	分類	メモ
コールタイジン点鼻液	10	本	抗アレルギー+ステロイド	
ザジテン点眼液0.05%	10	本	抗アレルギー	
アムロジピンOD 5mg (アムロジンOD)	60	錠	降圧薬	1錠×3日×20名=60錠
ディオバン 40mg	60	錠	降圧薬	1錠×3日×20名=60錠
ニトロール	30	錠	狭心症・心不全	1錠×3日×10名=30錠 (シグマート、ニトロールR)
アーチスト 10mg	30	錠	降圧薬	1錠×3日×10名=30錠
ラシックス錠 20mg	30	錠	心不全	1錠×3日×10名=30錠
アルダクトン (25mg)	30	錠	心不全	1錠×3日×10名=30錠
ブランドルテープ	30	枚	心不全	1枚×3日×10名=30枚
レニベース錠5	30	錠	抗高血圧薬+心不全	1錠×3日×10名=30錠 患者により 半分にする
プレドニゾロン 5mg	100	錠	免疫抑制	
リンデロン0.5mg	20	錠	免疫抑制	
チラーヂンS (50μg又は25μg)	20	錠	甲状腺機能低下症	
アレピアチン錠 100mg	40	錠	抗てんかん薬	
デバケンR 100mg	40	錠	抗てんかん薬	
テグレトール (200mg)	20	錠	抗てんかん薬	
タミフル	200	錠	感染症	2錠×5日×20名=200錠
イナビル	20	本	感染症	
クラビット点眼 (0.5%)	10	5ml/本	眼科疾患	
クラビット点眼 (1.5%)				
フルメトロン点眼 (0.02%)	10	5ml/本	眼科疾患	
AZ点眼液0.02%	10	本	眼科疾患	
カリーユニ点眼液0.005%	10	本	眼科疾患 (白内障)	
メリスロン錠 6mg	60	錠	メニエール病	
リンデロンVG 5g	30	本	外用薬	30本は、火傷患者の発生を考慮した ものの
ゲンタシン軟膏 10g	10	本	外用薬	
オイラックス軟膏	10	本	外用薬	
ゾピラックス軟膏	10	本	外用薬	
キシロカインゼリー	10	本	外用薬	
ケナログ軟膏 5g	10	本	外用薬	
ラミシールクリーム	10	本		
ラミシール外用液	10	本		
ビタメジン配合カプセル25	200	錠	総合ビタミン剤	
バルトレックス錠500		錠	帯状疱疹	
アズノール軟膏	10	本	湿疹	
イソジンガーグル液 7%	20	本	口内炎	

# JMAT携行医薬品リスト リストB (精神科セット) Ver. 1.0

※ 今後、薬価等を掲載する予定

分類	一般名	商品名(代表)	優先順位	数量
抗精神病薬				
	リスペリドン	リスパダール	2	15
	オランザピン	ジプレキサ	4	15
	レボメプロマジン	ヒルナミン	3	15
	ハロペリドール	セレネース	1	15
抗うつ薬				
	エスシタロプラム	レクサプロ	1	10
	アモキサピン	アモキサン	3	15
	クロミプラミン	アナフラニール	4	15
	ミルナシプラン	トレドミン	2	10
抗不安薬				
	ジアゼパム	セルシン	1	90
	エチゾラム	デパス	2	45
抗パーキンソン薬				
	ピペリデン	アキネトン	1	45
	プロメタジン	ピレチア	2	45
睡眠薬				
	ゾルピデム	マイスリー	1	60
	フルニトラゼパム	サイレース	3	45
	トリアゾラム	ハルシオン	2	30
	ニトラゼパム	ベンザリン	4	30
感情安定剤				
	炭酸リチウム	リーマス		45
抗てんかん薬				
再掲)	フェニトイン	アレビアチン	2	90
	バルプロ酸ナトリウム	デパケンR	1	90
	ジアゼパム	セルシン	3	90
	クロナゼパム		4	30
	バルプロ酸ナトリウム細粒	デパケン細粒40%		200
	バルプロ酸ナトリウム細粒	デパケンシロップ		
抗認知症薬				
	ドネペジル	アリセプトD錠	1	15
	イクセロン	イクセロン(パッチ)	3	15
	抑肝散	抑肝散(漢方)	2	90
注射薬				
	ハロペリドール	セレネース	-	10
	ハロペリドール・デポ剤	ハロマンズ	-	10
	レボメプロマジン	ヒルナミン	-	10
	ピペリデン	アキネトン	-	10
	ジアゼパム	セルシン	-	10
	フェノバルビタール	フェノバル	-	10
	ヒベルナ	抗ヒスタミン剤	-	10
	ペンタゾシン注射液(リストA(基本セット))	ペンタジン注射液15m	-	10
座薬				
	ジアゼパム	ダイアップ坐剤6	1	15
	フェノバルビタール	フェノバル	2	15

JMAT携行医薬品リスト リストD (小児科セット) Ver. 1.0

名称	数量	種別	分類	メモ
ナウゼリン10mg	10	個		
アンヒバ100mg	20	個		
ホクナリンテープ1mg	10	枚		
カロナール細粒20%	200	G		
小児メリアクト10%	200	G		
小児クラリスドライシロップ10%	200	G		
タミフルドライシロップ3%	200	G		
総合感冒薬 (アスベリン、ポララミン、ムコダ)	400	G		
テオドールドライシロップ	100	G	気管支喘息	0.4g分包
アタラックスPシロップ500ml		G	抗ヒスタミン薬	
ザジデンドライシロップ (3歳児未満用、6歳)	100	G	抗アレルギー薬	0.4g分包、 0.6g分包各100包
デパケンシロップ	1	本	抗てんかん薬	リストB (精神) と重複計上
ビオフェルミン			整腸剤	

# 富山県医師会 大規模災害時 医療機関初動対応マニュアル

災害（県内で大きな揺れを感じる地震など）が発生した場合、以下のマニュアルを参考に出来ることから対応して下さい。

## ① 患者・スタッフの安全確認

発災後、すぐに来院・入院患者及びスタッフの被害の有無を確認する。

・・・・・・・・スタッフの緊急連絡網を整備しておく

## ② 自院内負傷者の対応

負傷者が発生したら応急手当てを行い、救助要請が必要な場合は119番にかける。

## ③ 安全な場所への避難・誘導

患者及びスタッフを安全な場所へ誘導し避難する。

・・・・・・・・地域の避難場所を事前に確認しておく

・・・・・・・・緊急避難用品の設置場所は事前にスタッフに周知しておく

## ④ 自院の状況の確認と情報発信

自院が被災した場合、安全を確認したうえで復旧に努め、自院の現状や被害状況について、所属郡市医師会または富山県医師会に可能な限り連絡をする。なお、連絡が取れない場合は近くの救護所の対策本部に出向き、自院の被災状況と患者受け入れの可否を伝える。

[県・郡市医師会は状況により復旧活動の応援等の体制を準備しますので、被災状況について情報を集約する必要があります。なお、県医師会館が被災した場合は、富山市医師会または高岡市医師会に対策本部を置くことになります。]

<①～⑤の順番で連絡のつく機関1カ所に一報を入れて下さい>

①所属郡市医師会 ②富山県医師会 ③富山市医師会 ④高岡市医師会 ⑤巡回中の消防など

・・・・・・・・連絡先一覧参照

・・・・・・・・自院被災状況記入様式をご利用下さい

## ⑤ 地域の被災者への対応と情報収集

地域に被災者が多数出ていると思われる場合、自院の安全を確認した上で出来る限り診療を行う。また自院での診療可否について、張り紙（見本参照）や看板を立てるなどし地域住民に情報を伝える事が望ましい。避難所に出向き、けが人の手当や応急措置等を行う場合は（医師の身分証を持参）、避難所の医療の指揮を自ら取ることもあり得るが、医療対策本部が立ち上がっていればその指揮に従う。災害の状況について、出来る限り下記の収集先などから情報を収集する。

<参考：災害情報の収集先>

- ・ラジオ ・テレビ ・携帯電話（緊急速報メール、災害用伝言板サービス他）
- ・インターネット（富山防災WEB <http://www.bousai.pref.toyama.jp/> 他）
- ・NHK データオンライン避難所情報（デジタル放送受信機のインターネット接続機能を利用したサービスです。富山県内を含む全国12万件余りの避難所情報を地図付きで見られます。）

## ⑥ 平時の備え

### 1. 減災への備え

災害が発生しても、被害が出来るだけ少なくすむための平時からの備えと各種点検が大変重要である。

- ・ 診療情報のバックアップ
- ・ 非常用電源の確保
- ・ 各種防火設備の点検、防火扉や防火シャッター等の開閉の妨げになるものが置かれていないか
- ・ 診療所や待合室等の物の落下防止の措置、家具や事務用器具の固定、非常灯の点検
- ・ 水、非常用食料品の備蓄

などが上げられる。

### 2. 各種訓練への参加

さまざまな災害や大規模事故、テロ等も含めて富山県からの協力要請や富山県医師会 J M A T の派遣要請が想定されていることから、富山県医師会並びに郡市医師会の役職員と会員は関係機関と協力して各種訓練に積極的に参加し、災害対策本部機能や連絡体制、現場での J M A T 医療救護活動等について、訓練することが大変重要となる。

また、訓練のための関係機関との打合せを重ねることにより顔の見える関係が築かれ、災害時に関係機関との迅速な連携体制につながることもなる。

# 自院被災状況記入様式

下記に記入し、関係機関に本紙をFAXして連絡をして下さい。

【所属郡市医師会】 \_\_\_\_\_ 【医療機関名】 \_\_\_\_\_

本紙の受け手から連絡する際の連絡可能手段 (tel・携帯・fax など) と番号を書いて下さい。

【連絡可能な手段と番号】 \_\_\_\_\_

【記載日時】 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 午前 \_\_\_\_\_ 午後 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃 【記入者名】 \_\_\_\_\_

ライフライン等被害状況	水道被害	有	一部有	無	電気系統被害	有	一部有	無
	自家発電用燃料	有	一部有	無	電話・通信系統被害	有	一部有	無
	酸素ガス被害	有	一部有	無	燃料ガス被害	有	一部有	無
	自動車通行可否	可	一部可	否	徒歩交通可否	可	一部有	否
	冷暖房施設被害	有	一部有	無	入浴設備	可能	一部可	不可
	各種燃料備蓄施設被害	有	一部有	無		可能	一部可	不可

人員等の被害状況	来院患者の被災	有	無	入院患者被災者数	大人	人	小人	人
	自力歩行可能患者		人	要介助歩行患者				人
	要搬送患者	重症	人	中症	人	軽症		人
	妊婦		人	自院での診療対応	可	一部可	不可	
	職員の被災者	有( 人)	無	建物被災	有	一部有	無	
	自力復旧(建物)	可能	不可能		有	一部有	無	

医療器械使用状況	レ線撮影装置	可	一部可	不可	消毒器機	可	一部可	不可
	各種PC	可	一部可	不可	エコー	可	一部可	不可
	心電図	可	一部可	不可		可	一部可	不可
		可	一部可	不可		可	一部可	不可
		可	一部可	不可		可	一部可	不可

医薬品等不足状況	①	②
	③	④
	⑤	⑥
	⑦	⑧
	⑨	⑩

連絡事項等	

# 連絡先一覧

2018年〇月現在

郡市医師会名・住所・mailアドレス	TEL	FAX	衛星携帯※2
富山県医師会 〒939-8222 富山市蜷川 336 (会 長) 馬瀬 大助 ishikai@toyama.med.or.jp (救急災害専用アドレス※1) emerge@toyama.med.or.jp	(076) 429-4466	(076) 429-6788	010-8816- 234-52762

※1. 救急災害専用アドレスは災害時の緊急連絡専用のアドレスです。救急災害担当役職員の携帯電話にメールが転送されます。

※2. 上記の衛星携帯番号でつながらない場合は、先頭に『001』をつけてください(001-010-8816-234-52762)。

郡市医師会名・住所・mailアドレス	TEL	FAX	
下新川郡医師会 〒938-0005 黒部市吉田 599-2 (会 長) 藤森 正記 g-simo@toyama.med.or.jp	(0765) 57-0660	(0765) 57-0663	
魚津市医師会 〒937-0866 魚津市本町 1-4-27 (会 長) 青山 圭一 g-uodu@toyama.med.or.jp	(0765) 22-0318	(0765) 22-5698	
滑川市医師会 〒936-0056 滑川市田中新町 130-5 (会 長) 伊井 祥 nmwkw@arrow.ocn.ne.jp	(076) 475-8311	(076) 475-2194	
中新川郡医師会 〒930-0221 中新川郡立山町前沢 2710-34 (会 長) 植野 克巳 植野内科医院	(076) 463-5030	(076) 463-5031	
富山市医師会 〒939-8087 富山市大泉町 2-11-20 (会 長) 吉山 泉 g-toya@toyama.med.or.jp	(076) 425-4114	(076) 491-2859	
射水市医師会 〒939-0351 射水市戸破 1032-3 (会 長) 木田 和典 g-imi@toyama.med.or.jp	(0766) 56-6005	(0766) 56-6671	
高岡市医師会 〒933-0021 高岡市下関 4-56 ソラエ高岡 2 階 (会 長) 藤田 一 g-taka@toyama.med.or.jp	(0766) 25-7060	(0766) 26-1481	
氷見市医師会 〒935-8531 氷見市鞍川 1130 金沢医科大学氷見市民病院教育研修棟 2 階 (会 長) 高木 義則 himicitymed@tempo.ocn.ne.jp	(0766) 72-2135	(0766) 74-5894	
砺波医師会 〒939-1386 砺波市幸町 6-4 (会 長) 藤井 正則 toishi64@wind.ocn.ne.jp	(0763) 32-5271	(0763) 33-1537	
南砺市医師会 〒939-1732 南砺市荒木 1550 南砺市福光庁舎別館 4 階 (会 長) 矢島 眞 nan-ikai@nantoishikai.org	(0763) 53-2510	(0763) 53-2511	
小矢部市医師会 〒932-0833 小矢部市綾子 5543 (会 長) 井上 徹 tm00011@tulip.ocn.ne.jp	(0766) 67-3208	(0766) 68-1490	

\* 必要な連絡先を記入して下さい。(近くの厚生センター、災害拠点病院、行政機関など)

	TEL	FAX

	TEL	FAX

	TEL	FAX

	TEL	FAX

	TEL	FAX